

フリーランス・事業者間取引適正化等法 新しい法律の 説明会を開催します



この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

どんな
取引が
対象？

どんな
義務が
あるの？

違反
したら？

開催日時

令和5年12月6日(水) 16:00~16:45

会場

兵庫県民会館 9階「902会議室」

定員

40名(要申込・参加者が多数の場合は先着順)

内容

フリーランス法(令和6年秋頃までに施行予定)の説明を行います。**フリーランス**の方、**発注事業者**の方、ぜひご参加ください。

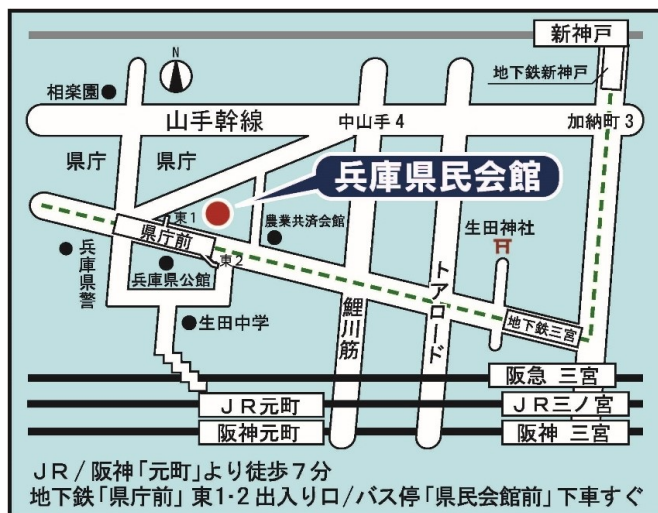
アクセス

●兵庫県民会館

9階「902会議室」
(神戸市中央区下山手通
4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩
約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入口
すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所
すぐ

※駐車場(有料)には限りがあります
ので、公共交通機関を御利用ください。



JR/阪神「元町」より徒歩7分
地下鉄「県庁前」東1・2出入口/バス停「県民会館前」下車すぐ



会場地図
(google mapが開きます)

申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセス
していただき、お申込みください。



https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html

- 「フリーランス法説明会」を選択
 - ▶必要事項を入力
 - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



(旧: )

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)